

政府の違法な経営介入に屈従！自らも労働契約法違反の暴挙！大学人の矜持なき経営陣は退陣せよ！

団体交渉欠席を続ける中村学長

金沢大学で働くすべての教職員の皆さん！ 国家公務員給与特例法(平均7.8%賃下げ)を非公務員である私たち国立大学法人教職員にも適用するという、金沢大学当局による不当な提案に関して、6月5日、再び団体交渉が行われました。前回の団体交渉の席上、組合側は「これほどひどい労働条件の切り下げを提案するのに、最高責任者である学長が出席せず、担当理事任せなのは納得できない。学長の肉声で所感を伺いたい」と申し入れていました。しかし今回も学長は欠席で、欠席理由も明らかにされませんでした。**最大約10%、100万円近い賃下げという重大な案件に出席しないならば、いったい学長はいつ出てくるのでしょうか？** これ以上、交渉から逃げ続けるのならば、学長としての資質を問わざるを得ません。

文科省の口先介入は明確な法人法違反

連休明けから文部科学省(高等教育局法人支援課)は、国立大学協会の地区総会に出席し、人件費をカットするよう、事実上の強制とも言える「口先介入」を続けて来ました。運営費交付金削減は必至の情勢ですが、削減分の捻出方法は各国立大学法人の経営権に属することです。こうした介入は、国立大学法人法で定められた法人経営の自主権に対する明白な侵害であり、違法行為であることは明らかです。違法行為に対しては、相手が政府であろうと誰であろうと、「それは違法ですよ」と指摘するのが大学人としての最低限の矜持ではないでしょうか。唯々諾々と屈従し、文科省の指示通りの賃下げカットを提案する厚顔無恥ぶり。金沢大学だけではありませんが、日本の国立大学の経営陣はこれほど腰抜けだったのかと、本当に情けない思いです。

しかし政府もしたたかです。介入が違法であることは十分承知しており、絶対に「賃金を下げろ」とは明言せず、「役職員の給与の見直しの状況についてご確認いただき、すみ

やかに対応いただきますようお願いいたします」(5月29日付高等教育局長事務連絡)としか言いません。したがって、あくまで賃下げ提案は法人の自主的判断であり、その建前はどこまで行っても崩そうとはしていません。だとするならば、各国立大学法人は、自らの責任で、労働契約法を遵守しなければならないはずです。

就業規則の不利益変更を禁じた労働契約法

労働契約法は、就業規則の不利益変更を原則的には禁止しています(第9条)。例外的に、それが認められる場合であっても、経営側に厳しいハードルを課しています(第10条)。少なくとも《高度の必要性》《変更内容の相当性》等について合理的かつ誠実な説明が必要です。

しかし、**大学側は賃下げありきの説明に終始し、「国からの要請」「公的セクターとしての責任」を繰り返すのみでした。また5/22の交渉で組合が求めた、給与減額を回避するための経営努力の具体的なメニューを一切明らかにせず、上記要件の説明すらなされていません。**

今回の賃下げは、不利益の程度が半端ではありません。最大約10%の賃下げは、労働基準法が懲戒の限度と定めている10%とほぼ同じ。つまり懲戒による賃金カットの上限に当たる超大幅な賃下げを、何の落ち度もないどころか、法人化後激増してきた法人業務を地道に担ってきた教職員に強制するという、近代労働法制確立後、まったく前例のない不利益変更なのです。こうした措置が、一片の相当性もないことは明らかです。

また運営費交付金の削減額が不明確なのに、これほどの賃下げ提案をする合理性はありません。仮に法人が想定するような大幅な削減があったにせよ、まず賃金以外で捻出する努力が十分に行われていなければ合理的とは言えないことは、いくつもの判例が示しています。組合側が繰り返し指摘してきたように、法人は過去3年間で5.7億円もの「人件費相当分」を国庫に返納することなく、不要不急な

施設整備等に使ってきました。当然、施設整備の抑制、水光熱費の節減、裁量経費放出、役員報酬返上など、あらゆる経営努力を払った上でなければ、賃金引下げの提案は出来ないはずで、今回の法人側の提案は、そうした経営努力の痕跡が皆無であり、明らかに労働契約法違反です。

もし賃下げ強行なら、損害賠償請求で闘おう！

団体交渉はさらに継続されます。次回の大学側の「宿題」は、まず学長出席と、賃下げ以外の経営努力メニューの提出です。こうした労働契約法上の責務を怠ったまま、賃下げが強行された場合は、明らかな法令違反です。すでに全大教(全国大学高専教職員組合)中央執行委員会は、備蓄してきた7500万円の争訟支援金のすべてを傾けて、裁判費用の全額を負担して、不払い賃金の支払いを求める訴訟を支援することを決定しています。このような事も私たちは視野に入れていきます。すべての教職員の皆様のご支援ご協力をお願いします。

6月11日(月)の全学説明会には中村学長が出席されます。是非参加しましょう。

詳細は裏面でご確認ください。

金沢大学教職員組合 加入申込書

氏名
部局名
職種
申込日 年 月 日

内線番号
電話

校内便で金沢大学教職員組合(角間)までお送りください。

組NEWS
号外 合

2012年6月8日

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
発行：金沢大学教職員組合執行委員会
住所：金沢市角間町 角間内線2105
直通電話(076)262-6009 (FAX 同じ)
E-mail kanazawa@ku-union.org
ホームページ http://www.ku-union.org/